

# 講座情報

## ～令和6年度 男女共同参画活動団体を募集しています！～

加古川市民交流ひろばで、男女共同参画や性の多様性の尊重に関する活動を行う「男女共同参画活動団体」を募集します。認定された団体は、会議室を2分の1の使用料で利用できます。

JR 加古川駅から徒歩3分、カピル 21 ビル 5 階の加古川市民交流ひろばで活動してみませんか？

### 主な認定要件

- ① 男女共同参画に関する活動または性の多様性の尊重に関する活動を行うこと。
- ② 加古川市が行う男女共同参画等に関する活動に可能な範囲で協力すること。
- ③ 営利を目的とした活動を行わないこと。
- ④ 宗教活動や政治活動を行わないこと。
- ⑤ 代表者、副代表者及び会計を決定すること。
- ⑥ 会員3名以上で構成される団体であること。
- ⑦ 誰でも加入できる団体であること。
- ⑧ 会員は、暴力団員や社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

21時までだから仕事帰りにも便利

買い物のついでに立ち寄れるね



### 主な支援内容

団体の活動で加古川市民交流ひろばの会議室を使用する場合、使用料の2分の1に相当する額が減免されます。

### 認定期間

申込日から令和7年3月31日まで

認定要件や提出書類など、詳しくはホームページをご確認ください



## 4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です

性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されません。年齢や性別にかかわらず被害を受ける可能性があり、身近な人や夫婦・恋人の間でも起こりえます。相手と対等な関係でなかったり、断れない状況であったり、はっきり嫌だと言えない状況で性的な行為があっても、それは本当の同意があったことにはなりません。また、一つの行為に同意をしていますが、他の行為にも同意したことにはなりません。もし、自分が同意していない性的な行為をされたら、ひとりで抱え込まずに相談してください。相談窓口など、詳しくは内閣府ホームページ「性犯罪・性暴力被害について」をご確認ください。

（県内相談は無料） 相談窓口	兵庫県警察本部 被害者支援室（サポートセンター） 犯罪被害給付制度や各支援制度の対応やカウンセリングの実施	TEL0120-338-274 相談日：月～金（土、日、祝日、12/29～1/3を除く） 相談時間：9：00～17：45
	兵庫県女性家庭センター（配偶者暴力相談支援センター） 配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のための相談	TEL078-732-7700 相談日：毎日 相談時間：9：00～21：00
	ひょうご性被害ケアセンターよりそい 警察に相談できない性暴力被害者の心身の負担軽減、被害の潜在化を防ぐための専門電話相談	TEL078-367-7874 相談日：月・火・水・金・土 相談時間：10：00～16：00

加古川市では、全ての市民が性の多様性を尊重し、多様な生き方を互いに認め合い、自分らしく、安心して暮らせる社会をめざした取組を進めています。LGBTQ+の人々が抱える困難や生きづらさの解消につながる取組として、「LGBTQ+専門相談」と「パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を実施しています。

## LGBTQ+専門相談

LGBTQ+についての相談経験のある専門相談員が対応します。

LGBTQ+の人々だけでなく、その家族や友人、学校や職場の関係者などからの、「恋愛感情や性的な関心などの感情がどの性別に向くか」や「自分の性別をどう認識しているか」等の性のあり方に関する様々な悩みや不安についての相談を電話または対面により受け付けます。

<相談例>

- ・同性の人を好きになった…
- ・自分の性別に違和感がある…
- ・制服がいやで学校には行きたくない…
- ・身近な人から打ち明けられたけれど、どうしたら…
- ・悩んでいる人の助けになるにはどうしたら… など

### 電話相談

- 【対象】 どなたでも（匿名可）  
【電話番号】 079-427-9108（電話相談専用）  
【相談日時】 毎月第4月曜日 14:00～17:00  
（1回30分まで）  
【相談料】 無料  
※通話料金はかかります。

### 対面相談

- 【対象】 市内に在住・在勤・在学されている方  
【相談日時】 相談員と調整（1回1時間まで）  
おおむね1週間以上先の平日（10:00～16:00）  
でご希望の相談日時（第3希望まで）について男女  
共同参画センターへご連絡ください。  
【相談料】 無料  
【場所】 加古川市民交流ひろば  
詳しくは、ホームページをご確認ください ⇒



## パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度

「パートナーシップ」の関係にあるお二人からの届出やお二人のほかに近親者も含めた「ファミリーシップ」の関係にある方からの届出を、市が受理したことを証明する制度です。

### パートナーシップ

一方又は双方がLGBTQ+であって、お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約束したお二人の関係

### ファミリーシップ

パートナーシップの関係にあるお二人のほか、いずれかの子や親などの近親者も含め、家族として、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した関係

※この制度では、近親者とは直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族をいいます。



詳しくは、ホームページをご確認ください

**令和6年4月1日から、兵庫県が「兵庫県パートナーシップ制度を導入します。」**

**また、令和6年4月1日から、大阪府、京都府、兵庫県内の「パートナーシップ宣誓証明制度自治体間連携」が開始され、自治体間の転居に伴う手続きが簡素化されます。**

### ～男女共同参画推進専門員からのメッセージ～

令和6年度！新たな年度の始まりです。今年は平成に直せば36年度、昭和に言い換えれば99年度で、うるう年でもあります。ところでこのうるう年は、西暦年号が100で割り切れて、400で割り切れない年は平年となるそうです。最も近いところでは「2100年」ということですから、今年生まれの人が76歳になる年です。ご存じでしたか？

さて、21世紀の話に戻しましょう。今は株高が話題になることも多いですが、そこには「女性活躍」が大きく貢献しているように思います。私は、加古川市の女性活躍推進の啓発に関わる中で、働きやすさや働きがいの

ある職場環境の整備が企業にとって最も優先される課題であり、特に労働市場の流動化が進む今日、優秀な人材を集め繋ぎとめるためにも喫緊の課題と感じています。つまり、女性が活躍しやすい＝男性も女性も働きやすい職場環境づくりが、今後の企業の発展のカギといえるのではないのでしょうか。

企業の担当者の方は、ぜひ一度「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定」で自己診断をしてみませんか？「ミモザ企業」で検索し、ホームページから入力いただくと、貴社の職場環境の現状を数値化・可視化してみることができますよ。(O)

## 男女共同参画センター 開催レポート

### 子育てママの再就職応援セミナー「お悩み解決！仕事との両立編」

2月9日に開催した第1回目では、保育園やファミリーサポートセンターの申し込み方法についてお話をいただきました。子育てと仕事の両立のために、子育てをサポートしてもらえらる制度を知っておくと安心ですね。

2月19日に開催した第2回目では、扶養の範囲や税金、社会保険料に関すること、ハローワークでの仕事の探し方についてお話をいただきました。自分

にあった働き方を探すうえで、重要なポイントを学ぶことができました。参加者の方からは、「今後の参考になる話が聞けて良かったです」「自分がどのような働き方をしたいのか考えるきっかけになりました」という感想をいただきました。



セミナーの様子

### ワーク・ライフ・ハッピー講座

#### 「ストレス社会を生きぬくヒント ～心の回復力(レジリエンス)を高めよう～」

2月29日にワーク・ライフ・ハッピー講座を開催しました。今回は、16名の方にご参加いただき、自分のレジリエンスに気づき、高めていくヒントについて学びました。ストレスを感じた時や傷ついた時の気持ちの回復アイテムを見つけておくことで、切り替えがしやすくなります。また、自身の長所を沢山見つけておくことも、レジリエンスを高める

うえで重要です。参加者の方からは、「気持ちの回復アイテムを生活に取り入れてみようと思います。」「自身の思い込みに気づけてよかったです」という感想をいただきました。



セミナーの様子

## ～講師を無料で派遣します！出前講座～

関心のあるテーマを設定いただき、当センターの職員がご依頼の会場へ出向いてお話しします。

男女共同参画について理解を深め、考える機会として、ぜひご利用ください。

#### テーマの一例

- ★わかりやすい男女共同参画
- ★男らしく、女らしくから“自分らしく”の話
- ★相手も自分も大切にコミュニケーション
- ★キャリアプランやこれからの働き方
- ★ワーク・ライフ・バランスのすすめ など

**対象** 加古川市内在住・在勤の方で構成される団体・グループ

※講座当日10名以上の参加が見込まれる団体・グループに限ります。

**講師** 加古川市男女共同参画推進専門員（キャリアコンサルタント等有資格者）

※当センターが開催するセミナー講師や、女性のための働き方相談を担当しています。

**費用** 無料 **日時** 水曜日・木曜日（講座開催時間は、10時～16時の間で、1～2時間程度）

**出前講座の流れ** ①開催予定日の2ヵ月前までに申請書にご記入のうえ、FAX またはかこがわオンライン申請システムよりお申込みください。

②開催の可否等について、申込みから2週間以内に男女共同参画センターよりご連絡します。

③開催日の1ヵ月前半までに講師を含めて講座内容等について打合せを行います。

④当日、指定の会場で講座を開催します。

**過去の開催実績** 市内中学校・小学校・幼稚園PTA、高齢者大学、グループでの勉強会等、多数実績あり



▲かこがわオンライン  
申請システム



キャリアコンサルタントによる

女性のための働き方相談

わたらしい働き方、再就職、転職、起業、キャリアアップ、地域活動などのチャレンジしたい気持ちについて相談できます。キャリアコンサルタントの資格を持つ“男女共同参画推進専門員”が、専門的な視点から問題点を整理するお手伝いや、必要な情報提供を行い、あなたのチャレンジを応援します。(相談時間は50分)

【実施日】

毎週 水・木曜日  
10:00~15:30

※前日までに要予約

※一時保育あり(相談日の1週間前までに要予約)

《相談例》

- ◆子育て・介護が一段落したので、働きたい
- ◆履歴書や職務経歴書の書き方が分からない
- ◆面接のトレーニングをしてほしい
- ◆仕事に役立つ資格をとりたい
- ◆今の働き方を見直したい、転職したい
- ◆起業したい、起業に興味がある

電話またはかこがわオンライン申請システムよりお申し込みください。



相談無料

保育あり

社会保険労務士による

女性のための労働相談

女性の社会保険労務士が、さまざまな問題を解決するための道筋をアドバイスします。たとえば、上司や同僚との人間関係のトラブルも法的に考えると解決できる場合があります。あなたが知りたい年金や社会保険制度についても、正しく知ることができます。(相談時間は50分)

【実施日】

4月17日(水)  
14:00~17:00

※事前予約優先(空きがあれば当日受付可)

※一時保育あり(4月11日までに要予約)

<次回の開催予定 5月15日(水)>

《相談例》

- ◆労働条件を不当に下げられた
- ◆突然に解雇と言われた
- ◆長年勤めてきたのに契約更新しないと言われた
- ◆パワハラ・セクハラなどのハラスメントを受けた、今も受けている
- ◆働くとき社会保険の加入ってどうなるの
- ◆働き方を変えると私の年金はどうなるの

電話またはかこがわオンライン申請システムよりお申し込みください。



◎編集後記◎

新年度が始まり、新生活に不安を抱える人も多いかと思いますが、4月は新しいことを始めるのにぴったりの季節なので、ワクワクする時期でもありますよね。私の今年度の目標は、さまざまなことに挑戦して、スキルアップをすることなので、何事にも好奇心を持つことを心がけようと思います！4月以降も皆様とセミナーや講演会でお会いできることを楽しみにしています！

講座の申込み・問合せ

令和6年4月発行

加古川市 市民活動推進課 男女共同参画・多様性社会推進係  
加古川市男女共同参画センター

〒675-0065 加古川市加古川町篠原町21-8  
カピル21ビル5階

【電話】079-424-7172

【FAX】079-454-4190

【業務時間】月~金曜日  
9時00分~17時30分

※祝日、年末年始、施設保守点検日を除く

ホームページ:「加古川市男女共同参画センター」で検索  
フェイスブック:「かこがわさんかくねっと」で検索



公式フェイスブック  
「かこがわさんかくねっと」



○指定駐車場をご利用の方は、1時間または2時間無料券をお渡ししますので、駐車券をご持参ください。

<指定駐車場>①加古川駅前立体駐車場 ②オーエムパーキング  
③平成パーキング ④OKパーキング ⑤大村第一駐車場

○駐輪場は★加古川駅南自転車駐輪場(2時間以内は無料)をご利用ください。